

中心市街地

前回（市報11月1日号）から、中心市街地活性化基本計画の主要事業についてお知らせしています。今回は、都市福利施設の整備事業、まちなか居住事業、商業活性化事業についてお話しします。

1. 都市福利施設の整備事業

様々な市民サービスの提供はもちろん、まちの魅力を高めるための施設整備を行う事業です。

①大手前開発事業

市民活動の拠点となる、多目的に利用できる複合施設を建設することで、まちの賑わいに結びつく交流を促進する事業です。

②歴史資料館建設事業

郷土の歴史を学び、文化を伝承するために、毛利家遺品などを保存・展示する歴史資料館を建設する事業です。

③まちづくり物語事業

市民参加によるまちづくりを目指し、公園のトイレペイントやまちづくり絵画展などを実施する事業です。

2. まちなか居住事業

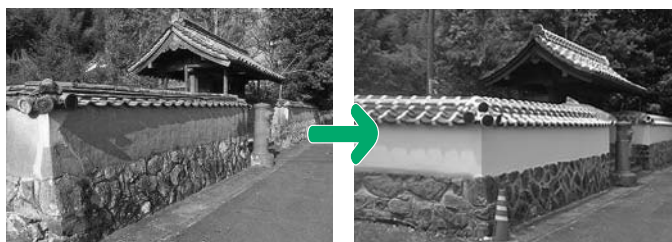
中心市街地の高齢化・人口減少が進む中、住みよい居住環境を提供することで人口の定着を図るための事業のことで。

①木造住宅耐震改修補助事業・木造住宅耐震診断補助事業

老朽化した家屋が多い中心市街地で、木造住宅の耐震診断や改修に対して一定の補助をする事業です。

②山際地区住宅修景事業

山際周辺地区には、歴史的建造物が数多く残っています。市民や観光客に愛される魅力的な景観づくりのために、改修について補助する事業です。



着工前

着工後

③U・J・Iターン事業

定住支援センターを開設し、佐伯市の魅力や空き家バンクなどの情報をホームページで発信したり、貸し農地への見学案内、独身男女の交流会などを企画実施したりする事業です。

3. 商業活性化事業

中心市街地の商業機能を活性化し、個性的で魅力的な新しい商店街をつくるための事業です。

①チャレンジショップ事業

開業意欲のある人のために経営研修会を実施するなど、出店しやすい環境を整えることで、新規開業の増加を目指す事業です。

②空き店舗対策事業

現在使われていない店舗を、商業だけでなく、福祉・子育てサービスなどの事業にも活用できるよう、補助する事業です。

③イベント事業

中心市街地の各地域で、民間を主体として行うイベント事業です。

各地域で行う詳細な事業については、随時お知らせします。また、「佐伯市中心市街地のまちづくり」のホームページから活性化に向けての取組や活動についてご覧になれます。

《問い合わせ》企画課まちづくり推進係（☎22-4059、ホームページアドレス：<http://www.city.saiki.oita.jp/chusinsigaichi/index.html>）